

第2回日本語教師の資格に関する調査研究協力者会議 議事概要

1 日時：令和3年1月25日(月)14時30分～16時00分

2 場所：オンライン会議

3 出席者：

委員：西原座長、伊東副座長、石井委員、井上委員、加藤委員、黒崎委員、
田尻委員、野田委員、浜田委員、村田委員、工藤委員、仙田委員、
内藤委員、新居委員、渡邊委員

文化庁：柳澤国語課長、竹下専門官、増田日本語教育調査官、
藤田計画普及係長

4 概要

新たに着任された5名の委員の紹介の後、「検討課題の追加について」、「公認日本語教師の資格について」、「日本語教育機関の類型化及び範囲について」、「その他(資格制度の創設に向けてのスケジュール)」の4つの議事について、それぞれ事務局からの説明に続いて意見交換が行われた。概要は、以下のとおりである。

冒頭、事務局から以下の説明があった。

文化庁では、第1回会議開催以後、法制的な観点から課題の検討を進めるとともに、日本語学校や地域の日本語教室等の関係者、あるいは地方公共団体や企業、NPOの方々との意見交換を行ってきた。この中で浮かび上がった課題が当初の予想以上に多く、また解決が難しい内容のものであったため、今年の通常国会に関係法案を提出することは叶わなかったものの、来年には内閣提出法案として提出できるよう検討を進めていきたいと考えている。

また、これまでの文化審議会国語分科会における議論等を基盤としつつ、すでに方向性が示された事項についても、法制的な課題を解決する観点から、また新型コロナウイルス感染症の影響を受けた日本語学校の状況の変化等も加味しながら、見直しが必要と思われる事項や課題を幅広く洗い出した。第2回会議ではまずその全体像について御理解をいただくとともに、主に論点・課題の追加、あるいは今後の大きな方向性についての御意見をいただきたい。

<議事1 検討課題の追加について>

なぜ今回から検討課題として「教育機関の類型化」という観点が加えられたのか。

公認日本語教師の資格化に当たっては、国家資格にする必要性和定義の明確化の2点の課題があった。そのうち定義の明確化とは、公認日本語教師の業の範囲、いわゆる活躍する場を明らかにする必要があるということである。他方、日本語教育推進法においては、資格化と併せて日本語教育機関の類型化が検討課題となっていることから、類型化の議論の中で日本語教育機

関を定義し、そこに公認日本語教師を配置するというような形で、活躍の場と資格をセットで議論することにより、資格化に当たっての課題を解決することが可能になると考えられることから検討課題の追加に至った旨、事務局より説明があった。

< 議事 2 公認日本語教師の資格について >

・対象となる学習者について

日本語教師のサービス対象となり得る者（学習者）はすでに明確になっているのか。

「日本語教師の資格の在り方について（報告）」においては、養成修了段階の日本語教師に対して資格を付与することを想定しており、その上で、日本語教師の活動分野として「生活者としての外国人、留学生、児童生徒等、就労者、難民等、海外」の6つを挙げ、幅広い学習者を想定して検討を行っている旨、事務局より説明があった。

・資格の性質について

この協力者会議の場においては、国家資格化という前提で議論して良いのか。

資格及び類型化の法制化を目指して検討を進めているため、国家資格化を前提として御議論いただきたい旨、事務局より回答があった。

新たに資格を創設するに当たり、現在法務省出入国在留管理庁が定める「日本語教育機関の告示基準」の教員要件を満たしている者の扱いはどうなるのか。また、資格を創設することで、その資格を有する者は、これまで法務省告示の基準を満たしていた者が行ってきた日本語教育とは異なることができるようになるのか。現行制度と新資格の違いを教えてください。

新たに創設する資格は、現在法務省出入国在留管理庁が定める「日本語教育機関の告示基準」の教員要件を満たしている者に対して、告示校において教員として勤務できる権利をはく奪するような性質のものではないと想定している。しかし、今後法務省告示基準と新たな資格制度の両者の連携について検討していく中で、詳細については整理していく旨、また資格を日本語教育機関の類型化と併せて検討していく場合、適格性のある教育機関においては一定程度公認日本語教師の資格を有する者を配置することを求めることで、より公証的な資格として利用されることを目指していく旨、事務局より説明があった。

・試験免除の措置について

日本語教育小委員会では、大学の主専攻あるいは副専攻等の課程で学んだ者であれば試験を一部免除しても良いのではないかという意見があり、免除に関しては対象となりえる課程の要件や免除の範囲等詳細な検討を要することから本協力者会議に持ち越されたと認識している。

例えば、大学で日本語教育を主専攻として学んだ者が、新しい日本語教師資格の試験で求められる教育内容が完全に身に着いているものなのかが分かりづらい。試験の免除について議論する際には、この点に関する根拠資料がないと議論が深まらないのではないかと。

御指摘の資料について検討する旨、事務局より回答があった。

国家資格は全員受験を要するものがほとんどであると認識しているが、試験免除の措置を設けることは必要なのか。

例えば名称独占資格であるキャリアコンサルタントでは、従来の試験を合格していた者については、新たに設けられた資格試験を合格したとみなすとするなど、免除規程を設けている例もあり、他の具体例を整理して提示する旨、事務局から説明があった。

報告書で提案している内容と試験の内容、そして大学での教育内容の3つをにらみ合わせて考える必要がある。

大学の日本語教員養成課程と言っても、主専攻と副専攻では学ぶ事柄の量が異なる。それぞれの大学で基盤となる教育内容は共有化されつつあるものの、現状は各大学の特性を發揮した教育を実施しているため、大学の日本語教員養成課程の内容は必ずしも一律というわけではないように思われる。

・ 学士以上の学位を資格取得要件とすることについて

新資格の取得要件として学士以上の学位が挙げられている点について、地域の日本語教室で働くボランティアの多くは50歳代～80歳代の女性で短大卒の方が多く、仮に地域日本語教室も公認日本語教師の配置を必須とすると、いままで教えられていた方が学歴で排除されてしまうことがあり得るため、現行の日本語教師と新資格とをどうつなぐかについては議論が必要。

< 議事3 日本語教育機関の類型化及び範囲について >

・ 法律の建て付けについて

来年度の通常国会では、「教師の資格に関すること」と「資格を持つ教師の働く場としての機関の類型化」の2点をセットにして1つの法案として提案するということが。

そのイメージで検討を進めている旨、事務局より回答があった。

法務省告示校関係者としては、類型化という言葉が出てきてから、まさに自分たちの問題であ

ると思ひ、業界団体間でも討議を重ねてきた。教師の立場から言うと、日本語教師の方々が活躍する場が広がるというのは非常に意義がある。法務省告示校だけでなく、生活、就労という言葉が出ているが、将来の日本を考えると、日本に来る、あるいは住んでいる外国人を社会とつなぐのにはやはり日本語だと思ふ。それを担う日本語教師が資格を担保されて働く場ができることは望ましいことである。

・類型化の仕組みについて

法律を定める上で最低基準評価とするか、優良評価とするかという議論があったが地方公共団体としては、ぜひ優良な日本語学校を定め、その日本語学校に勤めるにはその資格が必要という形にしてほしい。

現在地方公共団体の現場では、資格を持たないボランティアの方々が外国人に日本語を教えているという日本語教育の基盤がある。新しい資格を創設することで、そのボランティアの方々が教える権利がなくなったり、その活動が否定されたりするようなことがあっては地方公共団体として日本語教育が立ち行かなくなる。今回の資格創設において、最低基準を定めるという形にすると、ボランティアの方々は基準を満たさず、ある意味勝手にやっている活動と見えてしまうため、日本語教育で一定の高い質を担保できる学校を確立するために行う制度としていただきたい。

・「日本語教育機関」の範囲について

資格化と働く場の設定（機関の類型化）に関して、働く人のキャリア形成が明確になるという点から賛成。その働く場としては、これまで国が公に認めてきた日本語教育機関である法務省告示校とするのが適切であり、質の確保を図る観点から見ても現実的と考える。例えば、英語教師の場合、学校、塾など教える場所は様々であり、国で決めた教育機関以外でも、資格を持つ人が働くのが望ましいが、塾でアルバイトとして教えるというケースもあるので、多少の自由裁量を残しておくのが良いのではないか。

日本語教育に関して、外国人の集住地域では活発に議論が交わされているが、地方では日本語に関する担当がおらず、それでも地域日本語教室として活動している方々もいる。類型化の議論がそのような地域の市民活動を縛ることなく、公的な部分として言語を学ぶことも保証されるような議論になることを期待している。

・「日本語教育機関」の類型について

教育の類型について、就労、留学、生活の3点に分けられているが、ある教育機関が就労、留学、生活のいずれかの項目に類型された場合、他の項目には関わっていけないということにならないようお願いしたい。

教育の類型について、現在日本で暮らしているものの日本語指導が必要な子供たちの就学のための日本語教育もある。これは留学、生活に関わるものであるが、ただの生活言語ではなく、進学、入学試験を受けるための学習言語の指導や教科学習との関連もあるため、類型の中のどこかに入れていただくか、新しい類型を設けるなど検討していただきたい。

教育機関の類型について、留学、就学、生活は果たして機関なのかと疑問に感じる。日本語教育の類型化なら理解できるが、就労の機関を調べるのは大変である。生活についても、公的な性質を持つ地域の日本語教室というが、公的と非公的とは何であるかを含めて大きいテーマのため、学習対象別の類型とすることも考えても良いように思われる。

地方公共団体の立場からすると、類型の中の生活という位置付けが他の類型と比較して理解しにくい。国と地方公共団体の役割分担等をどう位置付けて、施策をどのように展開していくか。

・評価主体について

評価の関係で地方公共団体の話が出ているが、国が制度をつくった後、地方公共団体に評価を丸投げすることにならないようにすべき。地方公共団体が関与する場合は、国から資金面、給与面、人の支援等を受けて取り組むということであれば現実的ではあるかもしれないが、とりわけ外国人人口あるいは日本語学校がとりわけ多い地方公共団体については御配慮いただきたい。

・法律化の効果について

就労や生活などの対象者に日本語を教える機関について、例えば全員でなくても最低限何人かは公認日本語教師の資格保持者を置くという形で質の担保をすることが今後可能になるということか。

指摘のとおり、公認日本語教師を一定数配置することを求めることで、日本語教育機関の教育の質を担保していきたい旨、事務局より回答があった。

・その他

資格制度が国家資格として設定されない場合、例えば法務省告示のように、「生活」については総務省が、「就労」については厚労省が何らかの告示を出すというような省庁の所管に応じた形で基準が定められる可能性はあるのか。

就労、生活等について最終的にどのような形で基準を定めていくかの検討はこれからであるものの、法律としては、大枠について1本の法律の中で定め、その中のそれぞれの基準については各省と連携しながらある程度まとめて行う等、行政府間で慎重に調整・検討する必要がある旨、事務局より回答があった。

<議題4 その他 資格制度創設に向けてのスケジュールについて>

本協力者会議で検討する事項のうち、法令には入らないものの、法案成立後に検討課題となる事項もあるという認識で間違いないか。

そのような整理となる旨、事務局より回答があった。

現状のロードマップによると、最短で全面施行が令和6年ということになるため、それを見据えつつ制度をきちんと考えていく必要がある。コロナ禍で入国受け入れが叶わない状況だが、日本政府としては外国人の受け入れを促進していく中で、日本語はどの場面でもテーマになる。質を高めて範囲を絞るのではなく、一定の質の教育機会を広げていく局面に来ていると思う。

法案を目指す上で早めの結論を出したいという事情は理解しているが、議論がまとまらず会議開催の必要性が生じたときには、議論の回数を増やすことや期間を延長することも考慮していただきたい。